

第7回 これからのまちづくりセンター

現在、区では地域行政制度の充実に向けた条例の制定に向けて検討を進めています。これまでの地域行政で重視して取り組んできた区民参加によるまちづくりや総合的な行政サービスの提供等を基本に、まちづくりセンターや総合支所を充実・強化することなどを定めることで、地区を重視したまちづくりを推進し、住み慣れた地域で安心して住み続けられる地域社会の実現を目的としています。今回は、区内全28地区のまちづくりセンターの充実・強化に向けた検討の主なポイントをご紹介します。

区のおしらせ地域版で連載中
第1回からの記事はこちら ▶▶▶



検討のポイント

まちづくりのコーディネート

地区で活動する多様な方々と地区の情報や課題を共有し、課題の解決に向けた取組みを一層進めるため、顔と顔の見える関係づくりやまちづくり活動を支援する機能を充実していきます。

地域包括ケアの地区展開

高齢・障害・子育て等の相談をお受けする「福祉の相談窓口」等を充実していきます。

行政サービス

デジタル技術を活用して、まちづくりセンターと本庁・総合支所をつなぐ仕組みを整備し、手続きや相談業務を充実していきます。また、オンラインでの手続きや相談が困難な方への支援を進めていきます。

広報広聴

SNSなどの多様な方法による地区の情報発信や多世代からご意見をいただく機会を充実していきます。